

平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書

～ 環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて～

(概要)

はじめに

検討会設置の趣旨と内容

平成 13 年度の検討会では、環境報告の普及とその比較可能性及び信頼性の確保に向けての課題について、環境報告書作成の容易性を高める、環境報告書作成へのインセンティブを高める、環境報告書作成と環境保全への取組に対する社会からの適正な評価を確保するなどの課題があるとし、今後、検討すべき普及促進施策の方向性を検討し、報告書を取りまとめた。

平成 14 年度の検討会においては、平成 13 年度検討会報告書に基づき、施策の絞り込みを行い、第三者レビューを中心に、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みを検討した。

また、検討にあたっては、「環境報告書の第三者レビューに関するワーキンググループ」を本検討会の下に設置し、実務的な検討を実施した。

検討会委員及びワーキンググループ委員

検討会委員（敬称略、五十音順、印：座長、所属等は 3 月末現在）

稲岡 稔	株式会社イトーヨーカ堂 常務取締役 総務本部長
大竹 公一	大成建設株式会社 安全 環境本部 環境マネジメント部長
大塚 直	早稲田大学 法学部教授
河野 正男	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授
上妻 義直	上智大学 経済学部長
児嶋 隆	岡山大学 経済学部 教授
菅野 伸和	松下電器産業株式会社 環境本部 環境企画グループマネージャー
瀬尾 隆史	株式会社損害保険ジャパン 環境・社会貢献部長
辰巳 菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
谷 達雄	株式会社リコー 社会環境本部長
平井 浩	東京ガス株式会社 環境部長
藤村コノエ	NPO 法人環境文明 21 専務理事
山本 良一	東京大学 国際・産学共同研究センター長
渡邊 泰宏	日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、 中央青山監査法人 社員

ワーキンググループ委員（敬称略、五十音順、印：座長、所属等は 3 月末現在）

木田 祐子	松下電器産業株式会社 環境企画グループ 環境コミュニケーションチーム主査
倉阪 智子	倉阪公認会計士事務所 代表
上妻 義直	上智大学 経済学部長
児嶋 隆	岡山大学 経済学部 教授

- 角田季美枝 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
環境委員会 委員
- 夏目有愉子 トヨタ自動車株式会社 環境部企画グループ担当員
- 丸山 陽司 株式会社K P M G 審査登録機構 代表取締役社長
- 渡邊 泰宏 日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、
中央青山監査法人 社員

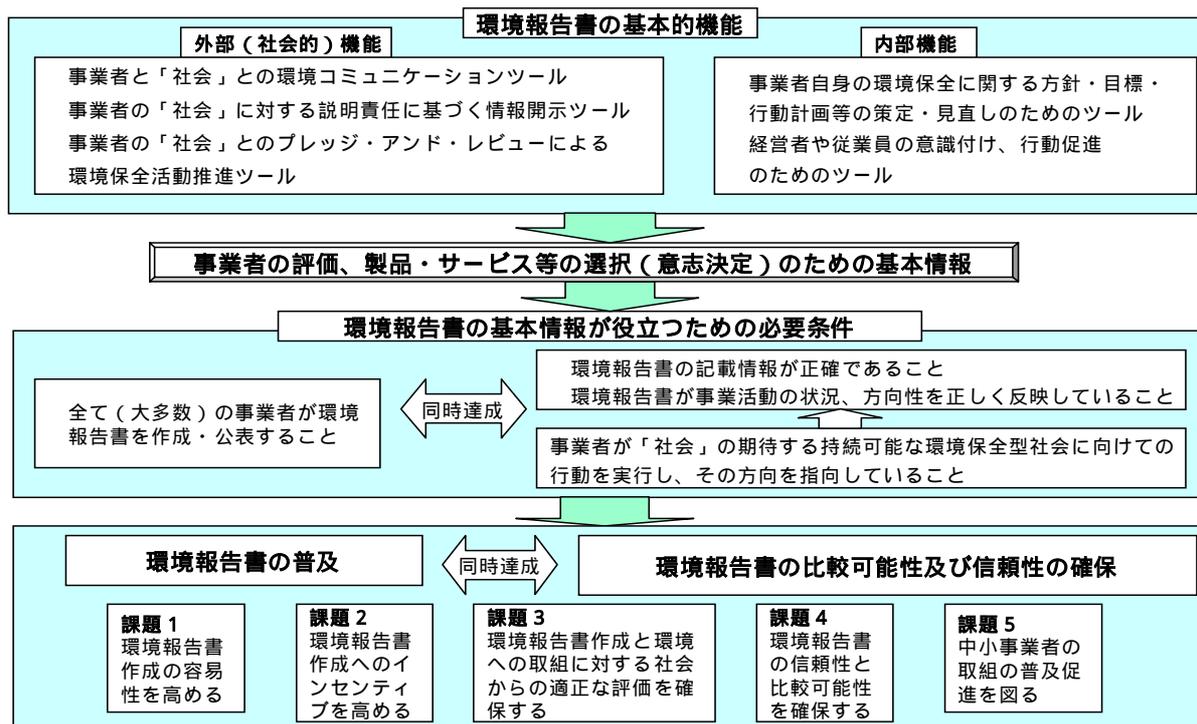
第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進のあり方

環境報告書の基本的機能とそのための必要条件

環境報告書には、外部（社会的）機能と、事業者自身の環境保全への取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な環境保全活動を推進する上できわめて重要な役割を果たすものである。

こうした環境報告書の基本的機能が十分に発揮されるためには、環境報告書のさらなる普及と比較可能性及び信頼性の確保の同時達成が必要である。

環境報告書の基本的機能とそのための必要条件



環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上

環境報告書の比較可能性及び信頼性の向上を図るため、事業者や NPO 等においても様々な自主的な取組が行われ、一定の効果을あげている。環境報告書の比較可能性及び信頼性を向上していくため、以下に示すような取組が実施されている。

- ア 第三者レビュー
- イ 内部管理の徹底

- ウ 内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開
- エ 双方向コミュニケーション手法の組込
- オ NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成
- カ 社会的に合意された環境報告書作成の基準への準拠

第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況

第三者レビューの類型

環境報告書の第三者レビューを以下の二種類に整理し、検討を進めた。

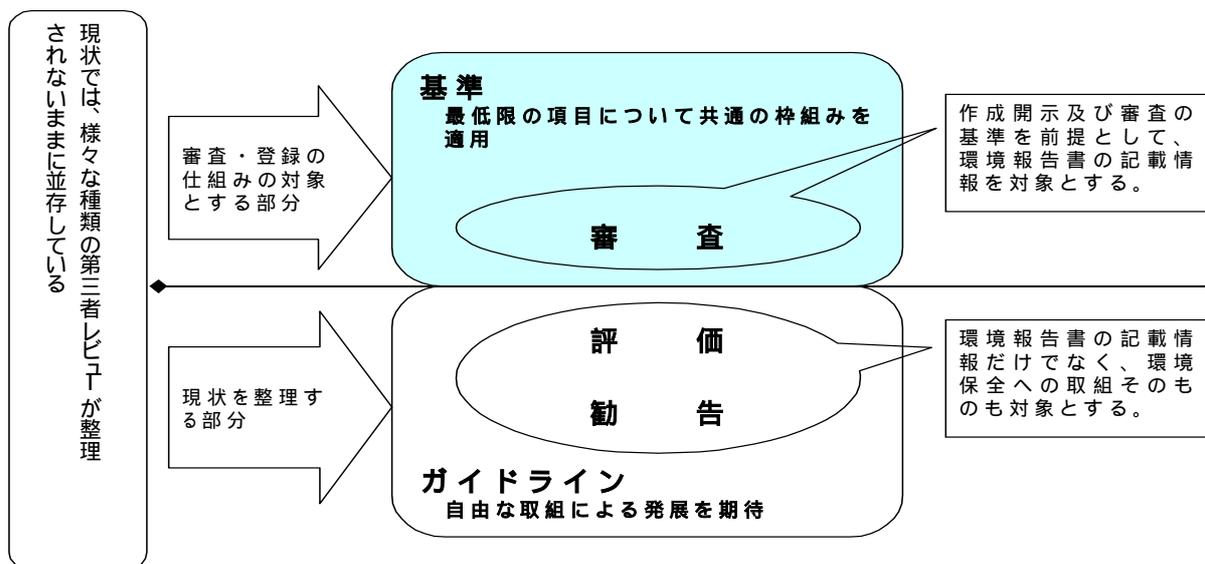
- ・環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書の作成の基準への準拠性を第三者がレビューする「審査」タイプ
- ・現状のように環境報告書の作成の基準が未整備であっても環境保全上の必要性等に照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境保全への取組状況を第三者がレビューする「評価・勧告」タイプ

比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューそのものの信頼性を確保していくためには、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築していくことが必要である。

本報告書では第三者レビューの実施形態を、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプに整理しているが、共通基盤としての比較可能性と信頼性を向上させていくためには、環境報告書の記載情報の正確性や作成の基準への準拠性を第三者レビューする「審査」タイプについて、事業者の自主的な参加を前提とした仕組みを整備していくことが望ましいと考えられる。

環境報告書の第三者レビューの全体イメージ



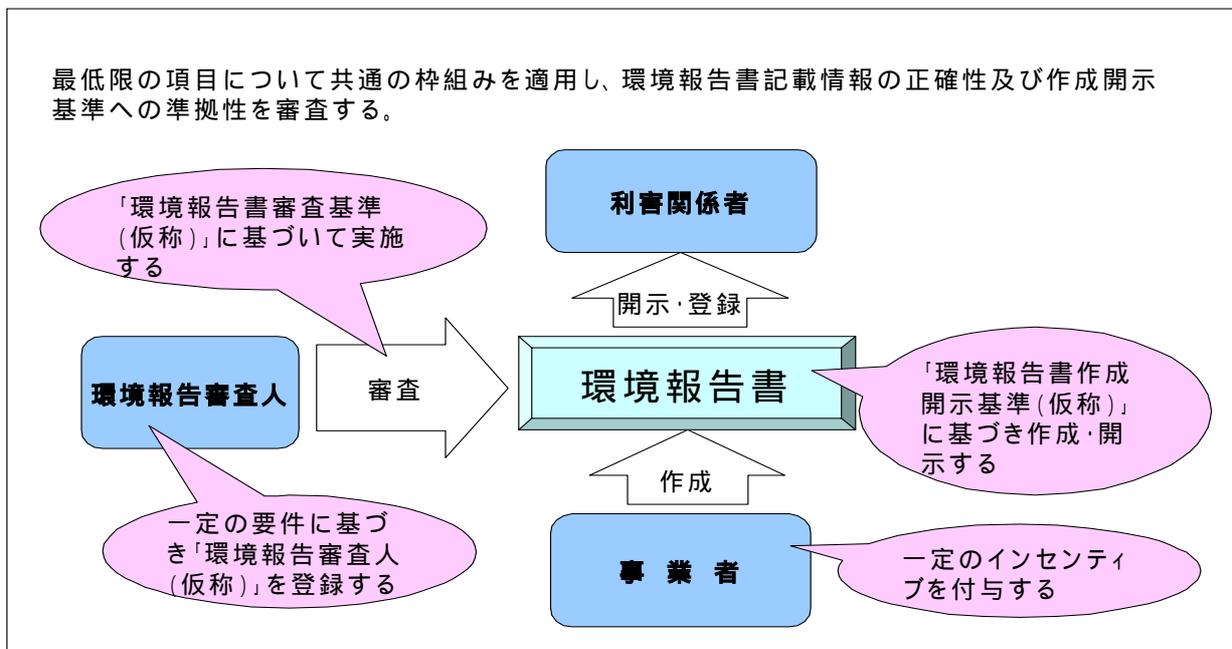
第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューにかかる仕組みの基本的枠組み

「審査」タイプの第三者レビューについては、事業者の自主的な参加を前提として、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び作成開示基準への準拠性について、実行可能性にも考慮しつつ可能な限り厳密な審査を実施する仕組みを構築することが適当である。

この仕組みにおいては、事業者は「環境報告書作成開示基準」(仮称。以下同じ。)に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを民間非営利団体に登録された「環境報告審査人」(仮称。以下同じ。)が、「環境報告書審査基準」(仮称。以下同じ。)に基づいて審査を実施した上で、共通基盤に沿った環境報告書として民間非営利団体に登録することとなる。

審査・登録の仕組みの対象とする部分(「審査」タイプの第三者レビュー)



第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、経営者に対して行われる意味合いが強く、様々な手法により自由な発展がなされているものである。

このため、その実施手続及び第三者レビュー実施者の知識・能力等に関する基準を作成する必要性は現時点では少ないと考えられるものの、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められる。

第5章 今後に向けて

今後の課題

(1) 仕組み全体にかかる課題

管理運営組織など実務運営のあり方、仕組みの透明性の確保、国際的動向との整合性の確保、審査・登録制度参加へのインセンティブの確保など

(2) 環境報告審査人に係る課題

環境報告報告審査人の知識・能力の維持、経験の蓄積、倫理基準の策定など

(3) 環境報告書審査のあり方に係る課題

大規模事業者等に対応した審査のあり方、環境報告書審査の質の確保、虚偽記載に係る事業者及び環境報告審査人の責任のあり方など

(4) 基準に係る課題

環境報告書のバウンダリーの取扱い、基準の統一的解釈の確保など

今後の進め方

本報告書で提案した基本的枠組みは、平成 15 年度以降、優先順位をつけて検討の上、課題の解決に向けた取組に着手することが必要である。まず、共通基盤の整備に必要な不可欠な環境報告書作成開示基準と環境報告書審査基準を策定し、さらに、可能であればパイロット事業を実施してその実行可能性を検証することが望まれる。

平成 13 年度報告書で整理された第三者レビュー以外の普及促進策についても必要な取組を進めるとともに、本報告書で取りまとめた比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み - 環境報告書の「審査」タイプ第三者レビューの仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成 16 年度を目途に進めていくことを期待するところである。

さらに、「評価・勧告」タイプについても、利害関係者が公表された評価・勧告の結論を誤解しないように、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインの策定について検討を開始することが期待される。

ご意見募集

環境省では、本検討結果に基づき、環境報告書の第三者レビューの仕組みの構築に向けた取組を進めていくこととしていますが、仕組みの構築にあたって、本報告書で提示している環境報告書の第三者レビューの仕組みについて、様々な方々からのご意見も参考にしたいと考えております。

つきましては、環境報告書の第三者レビューの仕組みについて幅広いご意見を募集いたします。

ご意見は、氏名（及び会社名／部署名）、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを記載の上、下記の連絡先まで、電子メール又は F A X にてご送付ください。

いただいたご意見については、氏名（及び会社名／部署名）、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることをご承知おきください。

送付先：環境省総合環境政策局環境経済課

FAX：03 - 3580 - 9568 E-mail：e-report@env.go.jp

以上

循環型社会形成推進基本計画（抜粋）

第 3 章 循環型社会形成のための数値目標

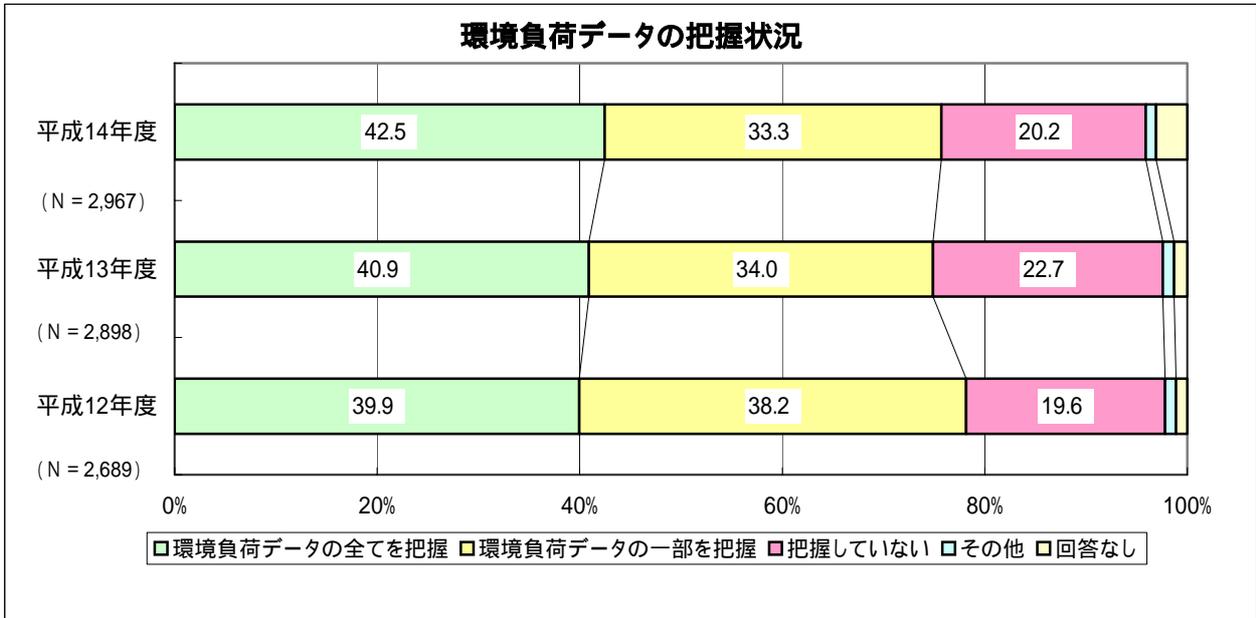
第 2 節 取組指標に関する目標

3 循環型社会ビジネスの推進

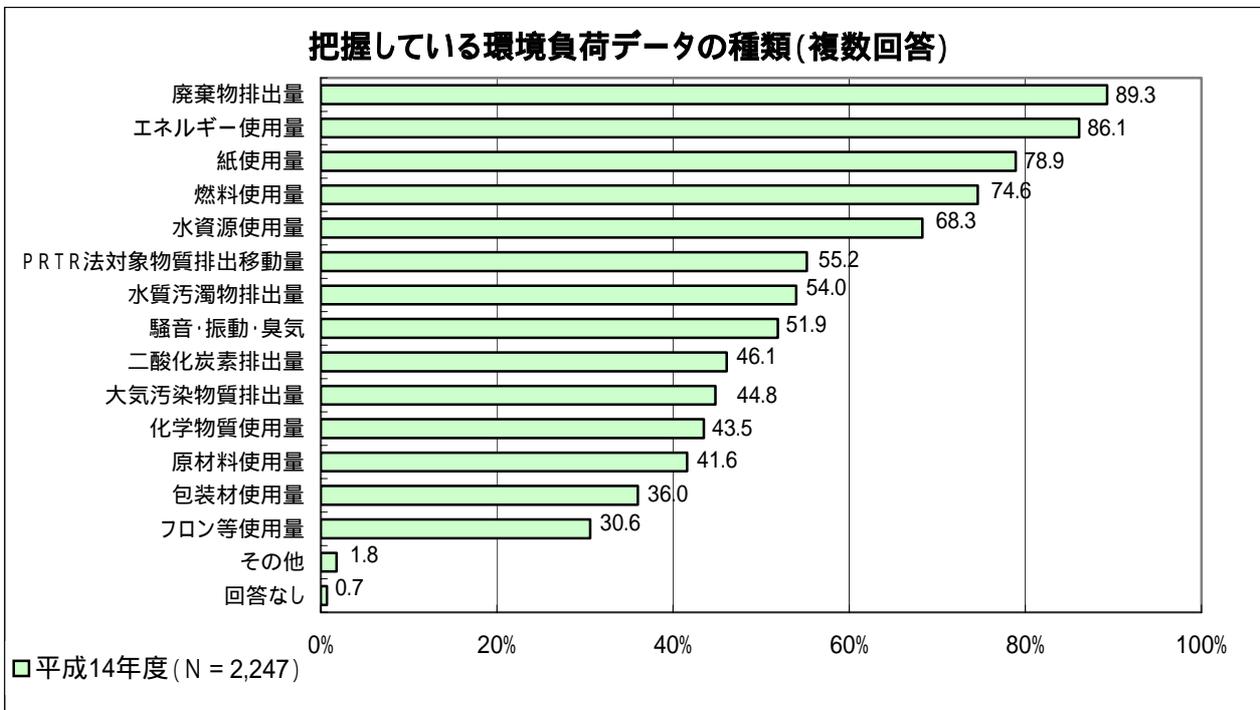
（ 2 ） 環境経営の推進

アンケート調査結果として、上場企業の約 5 0 % 及び非上場企業の約 3 0 % が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。

事業者の環境パフォーマンスの把握状況



(環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果より)



(環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果より)

事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン

- 2002年度版 - 概要版

．ガイドライン改訂の趣旨

1．ガイドラインの趣旨と改訂の経緯

環境省では「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」（以下「ガイドライン（2000年度版）」という。）を平成13年2月に公表し、平成13年度にはガイドラインをより有用なものにするため、21社の民間企業の参加による『「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」の試行に係る事業』を実施し、事業者の立場から見た課題の抽出を行ってきたところです。また、ガイドライン（2000年度版）の策定と前後して、平成12年には「持続可能な社会の構築」を基本理念として掲げた環境基本計画が閣議決定されるなど、我が国の持続可能な社会の理念やそれに向けた環境政策の体系の具体像が整い、国民や事業者の関心も高まってきているところです。

こうしたことから、事業者における環境パフォーマンス指標においても、事業者にとって一層使いやすいもので、かつ、持続可能な社会の構築に向けた環境政策や環境経営の進捗の状況に沿ったものとするために、今回の改訂を行うことにしました。

2．ガイドライン改訂のポイント

（1）コア指標の整理

ガイドライン（2000年度版）では、共通コア指標、業態別コア指標が合わせて80あり、その重要性や取組の優先順位がかならずしも明確ではありませんでした。今回の改訂では、環境基本計画に基づいて、地球温暖化対策の推進、物質循環の確保と循環型社会の形成を念頭に置いた、「マテリアルバランス」の観点から9つのコア指標を体系的に整理し、コアセット¹としました。これにより、各指標の位置づけを明確にするとともに、事業者が取り組むべき指標の優先度を示しました。

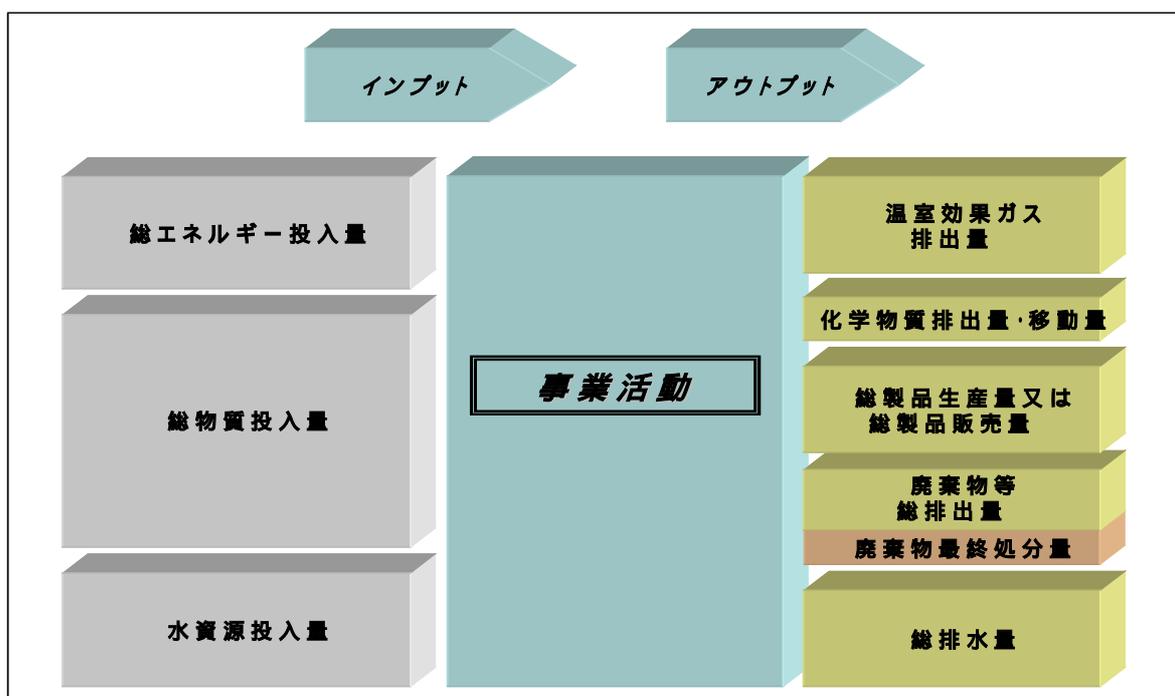
（2）指標選択の幅の拡大

ガイドライン（2000年度版）では、事業者の業態を4つに区分し、業態別コア指標を設定していました。しかしながら、事業の多角化や連結経営重視の経営を実践している事業者にとって、必ずしも「業態」が環境負荷の観点からの事業特性を的

¹ コアセットは、マテリアルバランスの観点から、事業活動に直接的に関わる9つのコア指標をセットで把握することを基本としています。ただし、インプットとアウトプットの指標数値を足し合わせたものが、バランスするという意味を意味しているわけではありません。

確に表しているとはいえないことから、本ガイドラインでは業態による指標分類をなくしました。ほぼ全ての事業者に通し、環境政策上も重要と考えられる指標をコア指標として集約・整理し、それ以外の指標についてはサブ指標とし、事業者の判断によるものとして、選択の幅を拡げました。

図 1 事業活動とコア指標との関係図



コア指標

持続可能な社会の構築に向けた事業活動と環境負荷との関係から全ての事業者において把握することが重要と考えられる指標です。

本ガイドラインでは、マテリアルバランスの観点から図1の9つの指標を「コア指標」と設定しました。コア指標は、それぞれをバラバラではなく、1つのセット（「コアセット」）として一体で把握、管理することが望まれます。ただし、コアセットは物量的な情報の把握に重点をおいた指標で構成されているため、よりの確に事業者の環境パフォーマンスを把握、管理するには、サブ指標の中から事業特性を的確に捉え、かつ、コアセットを質的に補完するサブ指標との組み合わせで管理していくことが望まれます。

サブ指標

コア指標以外の指標で、事業の特性に応じた環境負荷の状況や環境への取組及びその効果を把握・管理するための指標で、事業者が必要に応じて選択するものです。

サブ指標は以下の項目に分類されます。

- ・コア指標を質的に補完する指標
- ・全ての事業者には適合するものではないが、環境上重要な指標
- ・持続可能な社会の構築に向けて今後重要になる指標
- ・環境マネジメント指標
- ・経営関連指標

その他にも、事業者が従来から使用している指標を加えることができます。

． 環境パフォーマンス指標の枠組み

1．オペレーション指標

事業活動を実施することに伴う環境負荷を捉える指標。

事業活動全体の物質・エネルギーのインプット・アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき、事業活動の全体像が把握できることに主眼をおいた指標の構成としました。また、持続可能な社会の構築に向けての必要要件である、物質循環の促進、地球温暖化の防止、資源・エネルギー効率及び環境効率の向上に資する指標を中心に整理しています。

2．環境マネジメント指標

事業活動に係る資源を管理・運用する手法・組織、事業者が実施する環境に関する社会貢献活動等に関する指標。

定性的に把握する項目に関しては環境報告書での記載事項として環境報告書ガイドラインで取り扱うこととし、本ガイドラインでは定量的に把握できる項目について整理しました。

3．経営関連指標

事業活動の結果としての経済活動や事業活動を行うための資源に関する指標。

経営関連指標は、環境への影響を直接示す指標ではありませんが、持続可能な社会を実現していくためには、資源・エネルギーの使用の効率化を図るとともに、経済活動の単位当たりの環境負荷を低減していく必要があることから、それらを把握するために必要な指標として、環境パフォーマンス指標に位置づけています。

． 個別指標の要点

各指標についての環境上の課題と指標の意義、用語の定義、算定に当たっての留意点を示しました。さらに、コア指標とそれを補完するサブ指標については、その関係を明示し、指標の位置づけを明確にしました。

表 1 環境パフォーマンス指標の構成

オペレーション指標

コア指標	インプット	<ul style="list-style-type: none"> 総エネルギー投入量 総物質投入量 水資源投入量
	アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量・移動量 化学物質排出量・移動量 総製品生産量又は総製品販売量 廃棄物等総排出量 廃棄物等最終処分量 総排水量
サブ指標	コア指標を質的に補完する指標	<ul style="list-style-type: none"> 投入エネルギーの内訳 資源の種類、投入時の状態 水源の内訳 京都議定書対象6物質の排出量の内訳 排出活動の内訳 PRTR対象物質の排出量・移動量 その他管理対象物質排出量 重量以外の単位による生産量又は販売量 環境負荷低減に資する製品サービスの生産量又は販売量 環境ラベル認定等製品の生産量又は販売量 容器包装使用量 廃棄物等の処理方法の内訳 廃棄物等の種類の内訳 排水先の内訳 水質
	<ul style="list-style-type: none"> 全ての事業者には適合するものではないが、環境上重要な指標 持続可能な社会の構築に向けて今後重要な指標 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者内部での水の循環的利用量 S0x、NOx排出量 排出規制項目排出濃度 指定物質排出濃度 騒音・振動、悪臭 窒素、燐 排水規制項目排出濃度 事業者内部で再利用された循環資源の量 事業者内部で再生利用された循環資源の量 事業者内部で熱回収された循環資源の量 製品群毎のエネルギー消費効率 CO2排出総量(製品等) 製品群ごとの再利用・再生利用可能部分の比率 使用済み製品、容器・包装の回収量 回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々の率 土壌・地下水・底質の汚染状況 緑化・植林、自然修復面積 化学物質保有量

環境マネジメント指標

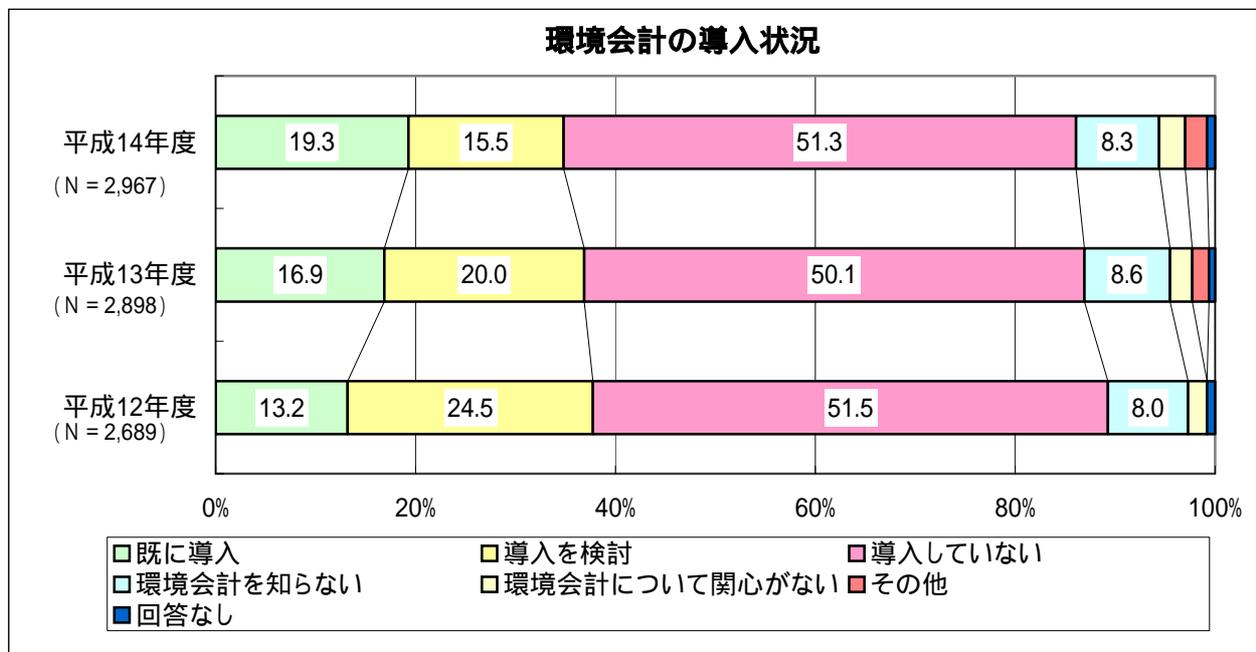
サブ指標	<p>環境マネジメントシステム</p> <p>環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計等の研究開発</p> <p>環境会計</p> <p>グリーン購入</p> <p>環境コミュニケーション及びパートナーシップ</p> <p>環境に関する規制遵守</p> <p>安全衛生・健康</p> <p>環境に関する社会貢献</p>
------	--

経営関連指標

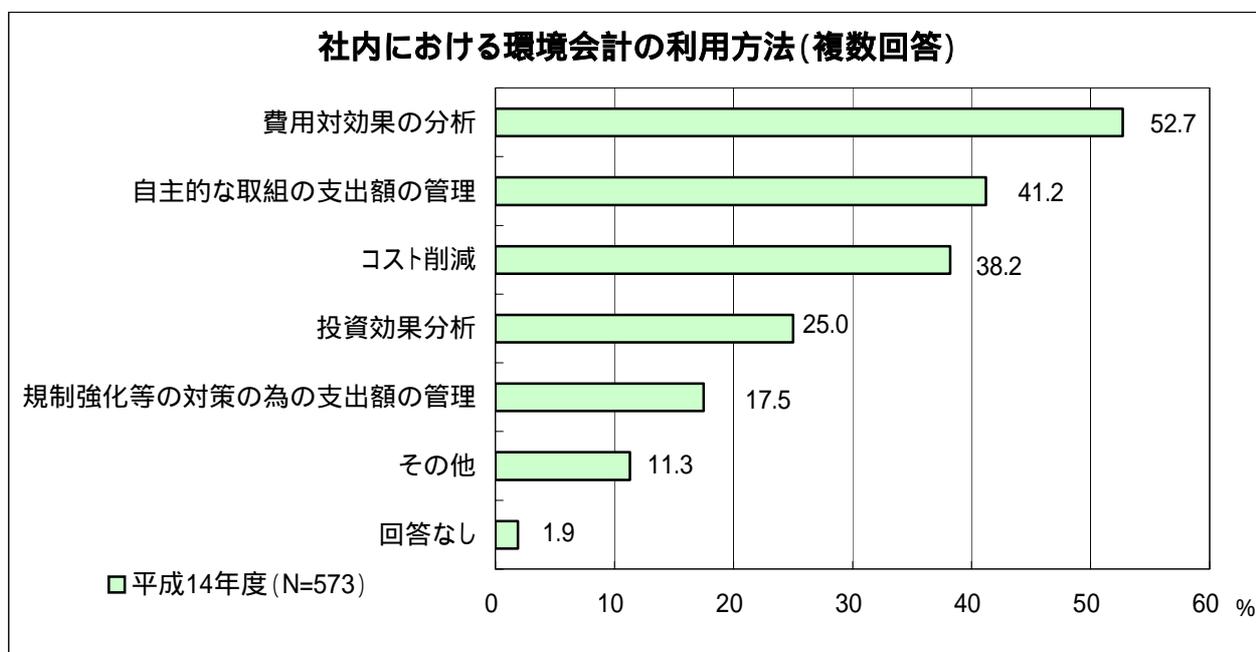
サブ指標	経営指標	<ul style="list-style-type: none"> 売上高 製品・サービスの生産高 延べ床面積 従業員数 等
	経営指標と関連つけた指標	<ul style="list-style-type: none"> 環境効率性を表す指標 異なる環境負荷指標を統合した指標

コア指標の数字は、「図1 事業活動とコアセットとの関係図」の数字に対応

事業者の環境会計への取組



(環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果より)



(環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果より)

「環境会計ガイドライン改訂検討会報告書」の概要

環境会計ガイドラインの改訂にあたって

(1) 環境会計ガイドラインの公表と改訂の経緯

平成 13 年 2 月に公表した「事業者の環境パフォーマンス指標（2000 年度版）」や同年 5 月公表の「環境会計ガイドブック」の成果、実務上の最新動向の反映等により実用性を向上させるための改訂を行った。

(2) 環境会計ガイドラインの目的

利害関係者が企業等の姿勢や取組を正しく理解し、評価するという社会的動向を踏まえ、企業等の環境会計の導入・実践を支援すること。

(3) 環境会計ガイドライン改訂にあたっての基本的考え方

国内外での研究動向や実践状況を勘案し、環境会計の共通に活用できる考え方を示した。

環境会計ガイドライン（2002 年版）

はじめに

(1) 環境会計に取り組む背景

環境会計への取組は、環境経営の一環であり、環境報告書を通じて環境情報の開示が進展してきている。

(2) 環境会計の必要性

環境保全対策についての経営管理上の合理的な意思決定のため、また、情報開示によって利害関係者に対する説明責任を果たすための手段として重要。

(3) 本ガイドラインで取扱う環境会計の手法

主として企業等を対象とする環境会計の手法。

1. 環境会計とは

1.1 環境会計の定義

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み。

1.2 環境会計の機能と役割

内部機能：企業等の環境管理情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能。

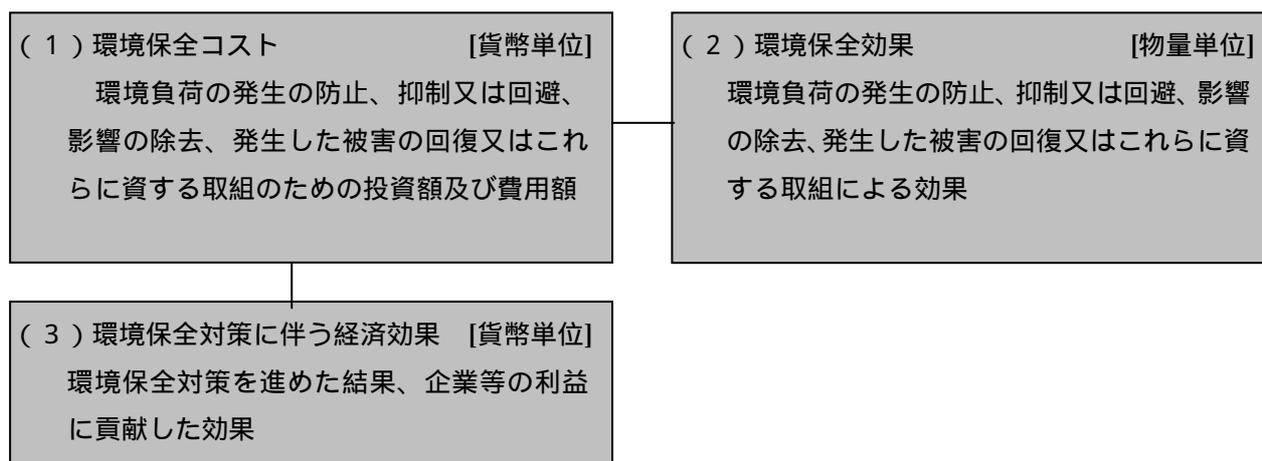
外部機能：企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や投資家、地域住民等の利害関係者の意思決定に影響を与える機能。

1.3 環境会計の一般的要件

- (1) 目的適合性：重要性
- (2) 信頼性：正当性、実質性、中立性、網羅性、慎重性
- (3) 明瞭性
- (4) 比較可能性
- (5) 検証可能性

1.4 環境会計の構成要素

次の図にあるように、3つの構成要素からなる。



2 . 環境会計の基本事項

環境会計において基本となる重要な事項として、対象期間、集計範囲、環境保全コストの算定基準、環境保全効果の算定基準、環境保全対策に伴う経済効果の算定基準を示した。

3 . コスト及び効果の算定

3.1 環境保全コスト

環境保全コストの分類

分類	内容
事業エリア内コスト	主たる事業活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト
上・下流コスト	主たる事業活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト
管理活動コスト	管理活動における環境保全コスト
研究開発コスト	研究開発活動における環境保全コスト
社会活動コスト	社会活動における環境保全コスト
環境損傷対応コスト	環境損傷に対応するコスト
その他コスト	その他環境保全に関連するコスト

3.2 環境保全効果

環境保全効果の分類

環境保全効果を体系的に整理するため、事業活動との関連から4区分した。

- ・事業活動に投入する資源に関する環境保全効果
- ・事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果
- ・事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果
- ・輸送その他に関する環境保全効果

環境保全効果の表現方法

環境パフォーマンス指標を用いた環境保全効果の指標について次表のとおり提示。

環境保全効果の指標（事業活動との関連による区分）

	減少値の指標	増加値の指標
事業活動に投入する資源に関する環境保全効果	【エネルギーの投入】 エネルギー消費量の減少	エネルギー消費量における再生可能エネルギーの比率の増加
	【水の投入】 水使用量の減少	
	【各種資源の投入】 各種資源の投入量の減少	資源投入量における再生資源の比率の増加
	【その他】	
事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果	【大気への排出等】 環境負荷物質の排出量の減少 騒音、振動の減少 悪臭の減少	
	【水域、土壌への排出】 排水量の減少 環境負荷物質の排出量の減少	
	【廃棄物等の排出】 廃棄物等の総排出量の減少 有害な廃棄物の排出量の減少 廃棄物中の環境負荷物質の含有量の減少	廃棄物等の総排出量における循環的な利用量の比率の増加
	【その他】	
事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果	使用時の環境負荷の減少 廃棄時の環境負荷の減少	回収された使用済み製品、容器、包装における循環的な利用量の比率の増加
輸送その他に関する環境保全効果	輸送量の減少 輸送に伴う環境負荷の減少	

環境保全効果の算定方法

環境保全効果の具体的な算定方法として、基準期間との単純比較による方法、基準期間との事業活動量調整比較による方法を示した。

3.3 環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策に伴う経済効果の内容

環境保全対策に伴う経済効果を体系的に整理するため、その根拠の确实さの程度によって、実質的效果と推定的効果とに分け、実質的效果についてはさらに収益と費用節減に整理した。

環境保全対策に伴う経済効果の算定方法

環境保全対策に伴う経済効果の具体的な算定方法を収益と費用節減の別に示した。費用節減の場合は、基準期間との単純比較による方法、基準期間との事業活動量調整比較による方法を示した。

4 . 環境会計情報の開示

4.1 環境会計の開示において記載すべき事項

環境会計において基本となる重要な事項、環境会計の集計結果、環境会計の集計結果に対する説明、環境報告書の他の項目との関連等を示した。

4.2 環境会計公表用フォーマット

次ページ参照。

集計範囲:()
 対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 単 位:()円

環 境 保 全 コ ス ト			
分 類	主な取組の内容	投資額	費用額
(1) 事業エリア内コスト			
内 訳	(1)-1 公害防止コスト		
	(1)-2 地球環境保全コスト		
	(1)-3 資源循環コスト		
(2) 上・下流コスト			
(3) 管理活動コスト			
(4) 研究開発コスト			
(5) 社会活動コスト			
(6) 環境損傷対応コスト			

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他コストとして記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示します。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		

環境保全効果			
効果の内容 ^{*1}		環境保全効果を表す指標	
		指標の分類	指標の値 ^{*2}
(1) 事業エリア内コストに対応する効果	事業活動に投入する資源に関する効果	エネルギーの投入	
		水の投入	
		各種資源の投入	
	事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する効果	大気への排出等	
水域、土壌への排出 廃棄物等の排出			
	その他		
(2) 上・下流コストに対応する効果	事業活動から産出する財・サービスに関する効果 ^{*3}		
		その他	
(3) その他の環境保全効果	輸送その他に関する効果		
		その他	

*1 環境保全効果を、環境保全コストの各分類に対応させて集計するのが実務上困難な場合は、環境保全効果を、上表の(1)～(3)に分けなくても構いません。

*2 量で表す指標の場合は、基準期間と当期とで環境負荷の総量の差として記載します。なお、原単位を比較した差を併記することも可能です。

*3 事業活動から産出する財・サービスの使用時、廃棄時の環境保全効果の算定には、仮定が多く含まれるので、他の効果と判別できるようにします。

環境保全対策に伴う経済効果 - 実質的効果		
効果の内容		金 額
収益	主たる事業活動で生じた廃棄物のリサイクル又は使用済み製品等のリサイクルによる事業収入	
費用節減	省エネルギーによるエネルギー費の節減	
	省資源又はリサイクルに伴う廃棄物処理費の節減	